

質 問	回 答
<p>【問1】</p> <p>① 事業所とは別の場所で行事を行い、報酬算定することは可能か。</p> <p>② 行事等の費用を利用者から徴収することは可能か。</p>	<p>【①について】</p> <p>指定障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の提供は、日中活動系サービスの場合、利用者を通所させて事業所内で行うこととされており、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型サービスの場合であって、支援内容が「施設外支援」、「施設外就労」及び「在宅において利用する場合の支援」の場合のみ、事業所とは別の場所で行われる支援について、サービス提供及び基本報酬の算定が認められるものである。</p> <p>ただし、事業所内での介護・訓練等の延長線上にあるものとして行われる介護・訓練等の一部や行事等を、事業所外の身近な社会資源を活用して行う場合については、個別支援計画にサービス提供の一環として位置付けられている場合に限り、基本報酬の算定が認められるものである。</p> <p>【②について】</p> <p>報酬算定の対象となるサービス提供の一環として行事等を行う場合で、当該行事等に参加する利用者一律に提供されるものに係る費用を負担するのは、原則事業者となる。（この取扱いは、発出日以降全事業所に適用）</p> <p>ただし、事業者が一律に提供するもの以外であって、個々の利用者の希望によって提供するものに係る費用は、実費相当額の範囲内で当該利用者から徴収することが認められている。</p> <p>その場合、運営規程において、その内容及びその額を定めなければならないことに留意するとともに、利用者に対しても、その額、使途及び金銭の支払を求める理由について説明し、同意を得る必要がある。</p> <p>なお、行事等に要する費用を親睦会等が負担する場合やサービス提供にあたる支援員の行事等に要する費用を事業者が負担しない場合は、当該行事等はサービス提供とはならないことに留意すること。</p> <p>また、報酬算定の対象となるサービス提供は、運営規程において定められている営業日及びサービス提供時間において行われるのが原則であり、行事等への参加を希望しない利用者に対しては、事業所内において通常どおりのサービス提供が行われる必要があることに留意すること。</p> <p>※ 上記回答の内、①の但し書き及び②については、日中活動系サービス以外のサービスも同様の取扱いであることに留意すること。</p>
<p>【問2】</p> <p>施設外就労を行う場合、施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約（以下「請負契約」という。）を必ず締結しなければならないのか。</p>	<p>施設外就労とは、利用者と事業所の支援員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援をいうものであり、当然に請負契約を締結する必要があるほか、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」5の（2）の要件を満たす必要がある。</p> <p>なお、施設外就労先は必ずしも「企業」だけに限定されるものではなく、請け負う作業が明確であり、請負契約等が締結され、前段の要件を満たすものであるならば、「個人」でも差し支えない。</p> <p>（例：個人宅から、敷地内の除雪作業を請け負う場合）</p>